

新宿区公契約条例に関するアンケート（案）（労働者向け）

該当するものを選択し、✓をつけてください。（□をクリックすると☑になります。）

問１ あなたが働いている業種を教えてください。

☐ １． 工事	☐ ２． 業務委託、設計等	☐ ３． 指定管理協定
--------------------------------	--------------------------------------	------------------------------------

問２ 公契約条例の適用案件（以下「適用案件」といいます。）では、区が定めた労働報酬下限額（別表のとおり）以上の報酬が保証されています。このことをご存知ですか。

☐ １． 知っている ⇒問３へ
☐ ２． 知らなかった ⇒問４へ

問３ 問２で「知っている」と答えた方へ⇒どのように知りましたか。（複数回答可）

☐ １． 職場（作業場）の掲示物（ポスターなど）で知った。	
☐ ２． 職場（作業場）で配布された書類（チラシなど）で知った。	
☐ ３． 勤務先からの説明（会議や朝礼の場など）で知った。	
☐ ４． 新宿区のホームページやリーフレット等で知った。	
☐ ５． その他（その他の場合は、以下に内容を具体的に記載してください。）	
内容記入欄	

問４ 現在の労働報酬下限額の基準は、別紙の金額を参考に算出し、新宿区労働報酬等審議会の意見を聴いたうえで、区長が定め、告示しています。このような決定方法は適切だと思いますか。適切でないと思われる場合は、その理由をご記入ください。

☐ １． 適切だと思う。	
☐ ２． 適切だと思わない。	
理由記入欄	

問５ 適用案件の労働者は、受け取った賃金が労働報酬下限額を下回っている場合など、公契約条例に違反する事例があれば「新宿区」「あなたを雇用している会社」「元請の会社」のいずれにもその旨を申し出ることができます。このことをご存知ですか。

☐ １． 知っている。 ⇒ 問６へ
☐ ２． 知らなかった。 ⇒ 問７へ

問6 問5で「知っている」と答えた方へ⇒どのように知りましたか。（複数回答可）

☐ 1. 職場（作業場）の掲示物（ポスターなど）で知った。	
☐ 2. 職場（作業場）で配布された書類（チラシなど）で知った。	
☐ 3. 勤務先からの説明（会議や朝礼の場など）で知った。	
☐ 4. 新宿区のホームページやリーフレット等で知った。	
☐ 5. その他（その他の場合は、以下に内容を具体的に記載してください。）	
内容記入欄	

問7 適用案件となることで、労働報酬下限額以上の報酬が保証されますが、このことは労働意欲の向上につながると思われますか。また、その理由をご記入ください。

☐ 1. そう思う。	
☐ 2. そう思わない。	
☐ 3. どちらともいえない。	
理由記入欄	

問8 適用案件となることで、労働報酬下限額以上の報酬が保証されますが、このことは業務の質の向上につながると思われますか。また、その理由をご記入ください。

☐ 1. そう思う。	
☐ 2. そう思わない。	
☐ 3. どちらともいえない。	
理由記入欄	

問9 公契約条例についての考えやご意見やご要望等をご自由にご記入ください。

記入欄	
-----	--

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

本アンケートの結果につきましては、区の業務を支える労働者の皆様の貴重なご意見としてお預かりし、今後の公契約に係る制度の改善に向けて活用させていただきます。

令和３年度労働報酬下限額について

１ 工事請負契約

(単位：円／１日当たり)

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	２２，２３０	27	普通船員	２１，６９０
02	普通作業員	１９，４４０	28	潜水士	３７，２６０
03	軽作業員	１４，０４０	29	潜水連絡員	２６，２８０
04	造園工	１９，４４０	30	潜水送気員	２５，６５０
05	法面工	２４，３９０	31	山林砂防工	２４，２１０
06	とび工	２５，１１０	32	軌道工	４２，０３０
07	石工	２４，５７０	33	型わく工	２３，６７０
08	ブロック工	２２，７７０	34	大工	２３，０４０
09	電工	２３，１３０	35	左官	２４，９３０
10	鉄筋工	２４，８４０	36	配管工	２１，１５０
11	鉄骨工	２３，１３０	37	はつり工	２２，５９０
12	塗装工	２６，２８０	38	防水工	２６，９１０
13	溶接工	２８，１７０	39	板金工	２５，７４０
14	運転手（特殊）	２２，１４０	40	タイル工	２５，２００
15	運転手（一般）	１８，２７０	41	サッシ工	２３，１３０
16	潜かん工	２７，３６０	42	屋根ふき工	２５，７４０
17	潜かん世話役	３２，２２０	43	内装工	２５，２００
18	さく岩工	２７，８１０	44	ガラス工	２３，１３０
19	トンネル特殊工	２６，４６０	45	建具工	２５，２００
20	トンネル作業員	２２，３２０	46	ダクト工	２０，６１０
21	トンネル世話役	３０，２４０	47	保温工	２０，４３０
22	橋りょう特殊工	２７，３６０	48	建築ブロック工	２４，５７０
23	橋りょう塗装工	２８，０８０	49	設備機械工	２０，７００
24	橋りょう世話役	３２，０４０	50	交通誘導警備員Ａ	１４，０４０
25	土木一般世話役	２２，９５０	51	交通誘導警備員Ｂ	１２，５１０
26	高級船員	２７，４５０			

※ ただし、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者として取り扱う者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者等の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、１日当たり１０，９２０円とする。

２ 業務委託契約・指定管理協定

労働報酬下限額	１時間当たり １，０５０円
---------	---------------

※ ただし、新宿区外に存する施設における指定管理協定の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、各施設が所在する県の、最低賃金法で定められている地域別最低賃金額とする。

労働報酬下限額の基準の算出について（アンケート問４）

1. 工事の請負契約については「東京都における公共工事設計労務単価」（下表のとおり）に、原則 9 割を乗じて得た額を労働報酬下限額として定めています。

	職 種	単 価		職 種	単 価
01	特殊作業員	24,700	27	普通船員	30,500
02	普通作業員	21,600	28	潜水士	24,100
03	軽作業員	15,600	29	潜水連絡員	41,400
04	造園工	21,600	30	潜水送気員	29,200
05	法面工	27,100	31	山林砂防工	28,500
06	とび工	27,900	32	軌道工	26,900
07	石工	27,300	33	型わく工	46,700
08	ブロック工	25,300	34	大工	26,300
09	電工	25,700	35	左官	25,600
10	鉄筋工	27,600	36	配管工	27,700
11	鉄骨工	25,700	37	はつり工	23,500
12	塗装工	29,200	38	防水工	25,100
13	溶接工	31,300	39	板金工	29,900
14	運転手（特殊）	24,600	40	タイル工	—
15	運転手（一般）	20,300	41	サッシ工	28,000
16	潜かん工	30,400	42	屋根ふき工	—
17	潜かん世話役	35,800	43	内装工	28,600
18	さく岩工	30,900	44	ガラス工	28,000
19	トンネル特殊工	29,400	45	建具工	—
20	トンネル作業員	24,800	46	ダクト工	28,000
21	トンネル世話役	33,600	47	保温工	22,900
22	橋りょう特殊工	30,400	48	建築ブロック工	—
23	橋りょう塗装工	31,200	49	設備機械工	23,000
24	橋りょう世話役	35,600	50	交通誘導員 A	15,600
25	土木一般世話役	25,500	51	交通誘導員 B	13,900
26	高級船員	30,500			

2. 業務の委託契約及び指定管理協定については、新宿区職員の給与に関する条例の行政職給料表（二）が適用される職員の初任給額（勤務 1 時間あたりの単価）を参考に労働報酬下限額を定めています。

勤務 1 時間あたりの単価 = 給料年額（A）／年間労働時間（B）

（A）＝ {給料月額^{※1}（142,500）＋地域手当^{※2}（28,500）} × 12 か月

（B）＝ 7.75 時間 × 5 日 × 52 週 － 7.75 時間 × 祝日及び年末年始の休日の日数（19 日）^{※3}

令和 2 年度の東京都最低賃金（1 時間あたり）＝ 1,013 円

※ 1 ＝ 行政職給料表（二） 1 級 19 号給

※ 2 ＝ 給料月額 の 20%

※ 3 ＝ 年度により異なる。19 日は令和 3 年度の
日数